主 文本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、弁護人早川晴雄、同池田治連名提出の控訴趣意書、同補充書に、これに対する答弁は、検察官提出の答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

第一 事実誤認の主張について

原判決罪となるべき事実第一の三について

所論は、要するに、原判決は、被告人が昭和五三年八月上旬ころ、甲市役所内において、a株式会社b支店長cから現金五〇〇万円を賄賂として収受したと認定しているが、その金額及び趣旨の点に事実誤認がある、即ち、(一)被告人が同人から収受した現金は三五〇万円であり、(二)また、右現金収受の趣旨は、甲市長dのために、同市長の次期市長選挙のための後援会作り等政治活動資金として収受したもので、被告人の職務とはなんら関係のないもので賄賂性はなく、被告人もその認識を全く欠いていたのであるから、この点で原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、というのである。

所論の(一)について

しかしながら、原判決挙示の関係各証拠によれば、原判決が(主たる争点について)と題する項の第一の三において詳しく認定判示しているとおりであつて、被告人が、原判示の日時場所において、現金五〇〇万円を原判示のとおり甲市が施工する仮称 e 小学校校舎新築工事の入札指名業者選定、落札等に関する便宜供与の謝礼の趣旨で収受したものであることが優に認定できる。

特にcの原審公判廷における供述、f及びgの検察官に対する各供述調書並びに押収に係る領収書・振替伝票綴一綴り(当庁昭和五九年押第六四一号の3)にると、a株式会社b支店長cの指示により、同支店経理課長fが昭和五三年七月二十日同支店の裏金から現金五〇〇万円を支出しての大田では、同人作成がないる。)、この現金を二〇〇万円と三〇〇万円に分けてそれでは、では、東に社名入りの大封筒に入れて同支店長に渡してそれで頼してでした。で、東に社名入りの大封筒に入れて同支店長に渡しての対筒包となる。所論に表の対に渡るの方に渡し、g次長は、中身を改めることなる。所論はと、で支店長は数日後その対に手渡したのある。のは全で被告人に手渡である。所述といるのであるとのであるとし、同人が本件金員を被告人に供与とし、あたかな事との一部を自己の用途に費消したかのごとく主張するが、証拠上そのようなのにのののは全くなく、所論は単なる思考上の可能性を言うに過ぎないものである。所論の(二)について

次に本件金員授受の趣旨について敷衍するに、原判決挙示の関係各証拠によると、(イ) a は、甲市の工事受注は勿論のこと指名業者にも選定されたことがなかったが、c 支店長は、かねてから昵懇の間柄にあつたd が昭和五〇年四月に同市市長に就任したことから、同市発注の建設工事の入札業者として指名を受け、工事の発注を受けることに意欲を持ち、同市長に働きかけていた。また、被告人が同年の月に同市の助役に就任し同市における建設工事関係等を担当する助役となつた後の同五二年三月ころ、d 市長から被告人を紹介され、被告人にa を同市の指名業者に入れることを依頼されたのをきつかけとして、足繁く同市役所を訪れ助役室として、入れることを依頼されたのをきつかけとして、足繁く同市の新望を伝えるともに、被告人らから同市発注の工事関係の情報を得たり、入札業者の選定に加えてもらうべく働きかけてきた。

同社のこのような努力が実り、昭和五二年四月には、h公社発注のi中学校校舎新築工事の入札指名業者に選定され、更に昭和五三年になつてからは、同年度実施予定の教育施設関係建設工事についての情報を得、被告人や建設部建築課長」に強力に働きかけた結果、被告人等の取り計らいによつて同市 k 小学校及び I 小学校の新改築工事について入札指名業者に選定され、入札指名業者としての実績を積むことができた。 a は e 小学校工事の落札に焦点をしぼり、被告人にその落札についての便宜取り計らいを懇請していたところ、被告人は、右工事の入札業者選考事務を担当している契約調整室参事m、同主幹 n 等が A ランク上位の業者の中から一〇社

を選び作成した入札指名業者選定素案にaが入つていなかつたのを、同参事、主幹 に対し、aを入れるよう指示し、右素案を検討しなおすことを命じ、Aランク第五 三位のaを含む一〇社を選定し直した指名業者選考票を作成し、昭和五三年五月二 六日ころ被告人が委員長となつている建設工事指名業者選考委員会第一委員会に提 出し、右原案どおり可決し、d市長の承認を得て、入札指名業者を決定したが、c 支店長は被告人からいちはやく右指名業者名を聞き、更に、aは、被告人及びj建築課長から概算工事額が三億二〇〇〇万円前後であることの教示を受け、同月一二日の入札に臨んだが、当日、aは、教示を受けた工事額に対していわゆる歩切りを考慮しないで入札したため、最終入札価格でも入札予定価格を超過する事態が生 じ、落札決定ができず、このままでは入札指名業者を全て入れ替えて再度入札手続 を実施しなければならないことになり、関係者に多大の迷惑を及ぼすのみならず、 aが指名停止処分を受ける恐れがあることから、窮地に陥り、入札手続を一時休止 してもらつたうえ、j建築課長から入札予定価格を聞き出したうえ再度入札をやりなおし、ようやく落札することができたのであるが、aとしては、特別の計らいで 右工事の入札指名業者に選定されたうえ、入札の手違いで窮地に陥つたところを助けてもらい、無事これを落札することができたことについて、被告人や被告人の監 督下にある部課職員の助力や便宜な取り計らいに感謝し、その謝礼及び今後とも同 様な取り計らいを受けたい趣旨で被告人に対し、金品の供与をすることを考えてい た(その一端の現れとして原判示第一の一、二の賄賂の供与が行われた。) (ロ) 前記認定のとおり被告人は、原判示日時に、甲市役所内の助役室に隣接した 応接室でc支店長から現金五〇〇万円を受け取つているが、そのときの情況について、被告人の昭和五六年五月二〇日付検察官に対する供述調書によると、c支店長は、「どうも大変いろいろとお世話になりました。」と挨拶し、被告人が「あの工事のほうはどうですか、工期が短かくて大変でしようが頑張つて下さい。」という ような話をし、これに対して「必ず工期までには仕上げますのでよろしくお願いし ます。」という程度の会話があつた後、帰りがけに、「助役さん、これはほんの気 持ですがお受け取り下さい。」と言つてテーブルの上に五〇〇万円の入つた茶封筒を置き、被告人のほうに差し出し、被告人が「そんなに気を使わなくてよいですよ。」と言つて押し返し、二、三回同じ様なやりとりがあつたが、結局、被告人は、「それじや、預かつておきます。」と言つて受け取り、c支店長はそのまま応接室を退出した、この現金はe小学校工事等についてaを指名に入れてやるなどaのなめに否例を表れてやるなどよ のために面倒をみてやつた御礼と、今後とも甲市発注工事につき指名に入れてもら うなど同様よろしくという趣旨のもので、被告人もそれらのことは十分わかつてい た、旨供述している。また、証人cの原審及び当審における各供述によると、同人 は、被告人に面会を求め、応接室で被告人と会い、最初「いつもお世話になつています。」と挨拶をし、被告人のほうから「どうですか、最近は。」というような質 問があつたので、「なかなか大変ですが一生懸命やつています。」という程度の世間話をして、帰りがけに「これを持つて参りきましたので。」と言つて、現金五〇〇万円の入つた茶封筒をテーブルの上に置いて、急ぎ足で立ち去つた、被告人に現金を渡した趣旨は、aとしてはこれまで甲市の発注する工事の入札業者にも選定さ れたことがなかつたのに、被告人の助力や特別の取り計らいで入札業者に指名され る機会を得たうえ、 e 小学校工事の受注に成功したことへの感謝の念を表わすため と、被告人から、d市長の次期市長選挙に備えての政治活動資金の捻出に苦労して いることをかねてから聞かされていたことから、被告人に渡せば、有効に使つてもらえると考え、一石二鳥の効果を狙つて被告人に差し上げた、との趣旨の供述をし ている。(ハ)右収受した五〇〇万円の使途として、被告人は、同月上旬、被告人 の亡父。の遺産である土地建物の相続をするため、相続権のある義母の親族に相続 権の放棄料として、また、被告人の通勤費、ゴルフ場会員権購入代金、台湾旅行あ るいは甲市役所職員や同市会議員等への贈答品代のほか「p」等の小冊子の製作費

として使用した。以上の事実を認めることができる。 なるほど、所論の指摘するとおり、d市長とc支店長とは古くからの付き合いがあり、親密な間柄にあつたことや、aが甲市の入札指名業者に選定されるについても、d市長が被告人をc支店長に紹介するとともにaを入札業者に指名してくれるよう依頼があつたことが大きな要因になつており、aとしては、d市長に多大の恩義を感じていたこと、d市長が市政運営のうえで都内や議会工作等で各種の困難に遭い、腹心の助役を必要とするにいたつたため、被告人に助役就任を依頼して実現したいきさつがあり、被告人としては市政の補佐のみならず、d市長の次期市長選挙についての政治活動にも助力してきたこと、被告人がc支店長に、d市長の政治 二 原判決罪となるべき事実第二について

所論は、要するに、(一)原判決は、被告人の職務権限として、「h公社が施行する市立 q 小学校校舎用地造成工事につき同市が同公社から委託を受けた入札指名業者の推薦等の業務を管掌した」旨認定したうえ、本件金員授受の趣旨は、「a との入札指名業者選定、落札等に関し」有利かつ便宜な取り計らいを受けたことの謝礼等であると判示しているのであるが、公社が施主となつて行う工事について市の助役がその入札指名業者の推薦をし、更には落札に関与したりする職務権限のようであるが、会に対する財礼ではない、(二)仮に、被告人の職務権限内の行為が山のためれるとしても、本件五〇〇万円の授受は、右被告人の職務に対する財礼ではなく、職務と無関係には市長のための政治活動資金に充めて対する財礼ではなく、職務と無関係には市長のための政治活動資金に充めて受されたものであり、これらの点において、原判決には、判決に影響を及ぼすとが明らかな事実誤認がある、というのである。

そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調の結果を合せ検討すると、以下のとおりである。

所論の(一)について

原判決挙示の関係各証拠並びに甲市長作成の捜査関係照会回答書、rの司法警察員に対する供述調書及び証人sの当審公判廷における供述によると、以下の事実を認めることができる。

- (1) 被告人は、昭和五〇年一〇月一日地方自治法所定の手続を経て甲市助役に就任し、同五四年四月二九日辞職するまでその職にあつた者であるが、その職務は、同法一六七条により市長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、市長の職務を代理することとされており、神市助役定数条例の定めるところにより同市には、日本の助役が任命されており、被告人の担当事務は、甲市助役事務分担規則二条及び中市事務分掌に関する規則二条、三条により同市環境部、建設部、都市開発部、水道部、契約調整室、工事検査室、福祉事務所及び市民病院に属する事務とされている。右甲市事務分掌等に関する規則三条によると、同市発注工事の指名入札業といる。右甲市事務分掌等に関する規則三条に、公用地の造成工事の設計、監督、検査に関する事務は同市建設部道路建設課にそれぞれ属しており、被告人はこれらの部及び室を担当する助役であった。
- (2) 甲市土地開発公社(以下、公社という。)は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、甲市が全額出資して昭和四九年一〇月一日設立した公法人で、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と甲市民の福祉の増進に寄与することを目的とするもので、業務対象は、指定事業、自主事業及び受託事業であるが、その主なものは甲市からの指定事業であり、同市役所内に事務所が設置されており、役員である理事及び監事は甲市長が任命し、理事長には同市総務部長が就任し、その他の全役員も同市の部長、課長、参事等の職員が兼任している。
- (3) 甲市では、公共用地等の取得、造成等の管理等につき、その必要がありながら当該会計年度において、予算が不足しているため甲市直営の工事として行うことができないような工事があるときは、その代替措置として、甲市が公社に依頼してその用地の取得から造成までを実施し、完成させたうえ、次年度以降に当該用

地を甲市へ譲渡又は賃貸借する方法をとつている。ところで、公社が取得した公共用地の造成工事の実施手順は、次のとおりである。まず、甲市長と公社理事長との間で締結された協定書に基づき、同市長から公共用地等造成依頼書を公社宛に発し し、これを受理した公社は、理事会で当該事業計画を決定し、実施する。その実施 については、本来かかる公用地等の造成は甲市の固有の事務であるが、前述のよう な事情から、公社が代替して実施するものであることや公社の人的、物的設備がそ の事業を実施するに十分でないことから、公社の事務の一部を甲市に委託するた め、公社理事長が同市長宛に書面で造成事業の執行に伴なう監督、検査業務の委託 を依頼し、甲市長と公社理事間において工事の監督、検査業務を公社から同市へ委 託することを内容とする業務委託契約を締結して両者間で契約書を取り交してこれ を行つている。また、公社が行う工事の指名競争入札のための指名業者の選定につ いては、公社と甲市間での明文の事務委託契約等は取り交わされていないが、公社 は、競争入札参加適格を有する業者を選定する資料やその経験を有する職員を配備 していないので、これらの人的、物的設備の整つている甲市役所の担当部課にその 事務を依頼するほかはない、そこで、従来から、公社は、公社の制定する「造成工 事入札業者指名選考要領」七条の規定するところにより(七条によれば「指名選考 に係る入札業者等の指名推薦は別に定める指名推薦依頼票により甲市あて依頼す る。」とされている。) 、公社庶務課長から甲市における同事項の担当部課である 契約調整室担当参事宛に指名推薦依頼票を交付して正式に依頼し、これを受けた同 室においては、右依頼に基づいて工事担当課との意見調整を行つた後、入札指名業 者の指名推薦素案を作成して、担当助役に諮つて、右素案の指名業者の変更や手直しなどをしたうえ推薦指名業者を決定し、これを指名業者選考票に記載して公社に交付し、公社においては、理事会が、その権限により、同市から推薦のあつた右指 名業者選考票に基づいて指名業者を選定する(実際には、前述のような実状のた め、甲市の推薦した指名業者がそのまま選定される。)ことで処理されている。次 いで、公社において入札手続を行い、落札した業者が決定すると、公社は右請負業 者との間で請負契約を締結する。工事施行に関しては、前記業務委託契約に基づ き、公社が甲市に工事の監督、検査業務を書面で委託し、工事完成まで市側の担当

部課において同工事施行の監督、検査を行うこととなつている。 被告人は、甲市助役として、公社が発注施行する工事について、公社から甲市に 業務委託のあつた事務について、担当部課(指名業者推薦依頼については、契約調 整室が、施行工事の監督、検査依頼については建設部が担当する。)職員を指導、 監督しその事務を掌理していた。

本件についてみるに、甲市立q小学校校舎移転用地造成工事は、昭和五 〇年ころから同校の移転工事等の計画が立案され、 t 公社所有の甲市乙字丙丁番地 ほかの土地のうち約二万一〇〇〇平方メートルをq小学校用地として甲市が借用して昭和五三年度に用地造成工事を完了し、五四年度に校舎を完成させる予定を立てていたところ、右予定地の地下に多数の坑道があることが判明し、造成費が当初の予定より大幅に増加することが見込まれ、その結果、甲市としては、五三年度予算 の範囲内で施工する余裕がなかつたため、庁議により、公社が指定事業としてt公 社から前記用地を買収したうえ、約三億四〇〇〇万円の工事費で用地造成工事を施 行することを決定し、同年一一月七日付で甲市教育委員会教育長から甲市総務部管 財課宛にq小学校工事に関する市有財産取得依頼書が提出され、これをうけて、同 月一〇日付で、甲市長名で公社理事長宛に、公共用地等取得依頼書及び同造成依頼書が提出され実行に移され、その造成工事については、同月一四日、公社理事長か ら甲市長宛に業務委託依頼書が提出され(その内容は、公社は、組織及び職員配置 の事情もあり、公社では、契約業務と工事請負代金等の支払のみとし、監督及び検 査業務は甲市に委託するとの結論をみたので、q小学校工事に関する監督及び検査の業務を委託したのでご承知下さい、というものである。) るとともに、公社庶務 課長から契約調整室担当参事宛に指名推薦依頼票が提出された。公社から推薦依頼 を受けた甲市契約調整室では、q小学校が昭和五五年四月には開校する予定になつ ていることから早急に完成させなければならないことや、工事が難工事であつて工 事価格も大きいことから、担当参事mは、推薦指名業者選定について被告人に伺い をたて、被告人は右のような工事の事情を考慮し、かねてから q 小学校工事の受注 を被告人に熱心に要望していた株式会社 u を含む一〇社を業種別ランク表に基づい て選び出し、指名業者として推薦するよう指示し、同参事はこれを受けて右業者名 を指名業者選考票に記載し、翌一五日同票を公社に送付し、公社は、右指名業者選 考票をそのまま原案として、入札業者指名選考理事会において持ち回りにより議決

し、原案どおりuほか九社をq小学校工事の入札業者に指名することが決定した。次いで、同月二〇日、公社理事長と甲市長との間で、公社がq小学校工事に係る監督及び検査業務を甲市に委託し、甲市はその責任において甲市の諸規定ににまた。同日、公社度の業務委託契約が書面によって取り交された。同年、日、公社度の制度のですがです。 二月一日、公社庶務課長のもとで前記指名業者による競争入札が行われ、uが落まる。 二月一日、公社庶務課長のもとで前記指名業者による競争入札が行われ、uが落集を明れ、工事請負業者に決定し、同日、公社とub支店との間でq小学校工事の議変の約により同年八月三一日まで延期された。)までとし、請負金額三億三三〇円が締結され、工期を昭和まで延期された。)までとし、前記の公司を表表の公司を表表のでは、前記の公司を表表のでは、 一日により、日本の監督を表示を表示を表示を表示を表示といる。 「日本の後変更契約により、日本の監督を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示といる。」とが決定した。 「日本のとのでは、は、日本の公司を表示といることが決定した。」とが決定した。 「日本のというでは、日本の公司を表示といる。」というにより、日本の公司を表示といることが表示を表示といる。」というにより、日本の公司を表示といる。

しかしながら、前記認定のとおり、公社の役、職員の配置等に照らせば、公社の人的、物的設備のみでその業務を達成するに足るものではなく、甲市は、公社の務の一部を引き受けることを当然の前提としているとみるのが相当である。しかして、本件 q 小学校工事に係る監督及び検査業務については、公社と甲市との間にるのとおり業務委託契約が締結され、この点については明示の委託がなされての問いるのであって、これが甲市の業務として、甲市事務分掌等に関する規則によりを記述して、田市事務分掌等に関する規則によりを記述して、田市契約調整室担当参事宛指名推薦依頼票による指名業者推薦依頼及びこれるの甲市契約調整室担当参事宛指名推薦依頼票による指名業者推薦依頼及びこれる。「おり、公社側は、公社制定の規定や前述のような業務委託契約はないが、(本社制定の造成工事とは、「指名地方の公社側は、公社制定の造成工事とは、「指名地方の公社側は、公社制定の造成工事とは、「指名地方の公社側は、公社制定の造成工事とは、「おり、公社制定の造成工事とは、「おり、公社制定の造成工事とは、「おり、公社制定の造成工事といる。」

してみると、公社から事務ないし業務の委託を受けて行つた指名業者選定に関する指名業者の推薦事務は甲市契約調整室の職務に属し、被告人は、同市の建設関係担当助役として、右職員を指導、監督し、事務を掌理する職務にあつたのであるか

ら、本件指名業者推薦事務に関し被告人に職務権限があつたことは明らかである。 なお、原判決は、本件 q 小学校工事の落札に関しても被告人の職務行為と判示しているのは、所論指摘のとおりであり、しかも、既に認定したとおり、入札の執行については、公社が自ら実施しており、その事務を甲市に委託した事実はないのであるから、被告人は、右入札ないし落札に関する職務権限はなく、また、これに関与した事実もない。してみると、原判決が、本件 q 小学校工事の落札に関し被告人に職務権限があつたとする点については、原判決に事実の誤認があるといわなければならない。しかしながら、この点を除いても、原判決のとおり収賄罪が成立するのであるから、右の事実誤認は、判決に影響を及ぼすものではない。

しかしながら、原判決挙示の関係各証拠によれば、原判決が(主たる争点について)と題する項の第二において詳しく認定判示しているところは真に正当であって、原判示罪となるべき事実第二について、被告人が収受した現金五〇〇万円は被告人の前記職務行為に対する謝礼としてのものであることを優に認めることがきる。所論の指摘するとおり、uから本件金員を受領した当時、市長選挙をひかえ、後援会活動が活発に行われていたことや、被告人が、d市長支援のための印刷を援信動に多額の出費を要したことは認められるが、この点を考慮しても、原判決の説示するとおり、本件現金の収受は、被告人の職務に関し賄賂として供与され、その使途は被告人に委ねられているもので、職務に関係のない、純粋の政治活動資金として交付されたものでないことは、明らかである。

デー以上に検討したとおりであつて、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認は認められない。論旨はいずれも理由がない。

第二 量刑不当の主張について

所論は、要するに、被告人を懲役二年六月の実刑に処した原判決の量刑は著しく 重きに失し不当である、というのである。

そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調の結果を合せ検討 すると、以下のとおりである。

すると、以下のとおりできます。 本件は、前後三回に対している。 一年での間に、前後三になり、 一年での間に、前後三になり、 一年でのできます。 一年でのできます。 一年でのできます。 一年でのできます。 一年でのできます。 一年ででできます。 一年でできます。 一年でできます。 一年でできます。 一年でできます。 一年でできます。 一年でできます。 一年でできます。 一年できます。 一年できます。 一年できます。 一年でできます。 一年できます。 一年できます。 一年でできます。 一年でできます。 一年でできます。 一年できます。 一年でもたいでした。 一年でも、 一年でできます。 一年でいでした。 一年でも、 一年できます。 一年でも、 一年でも、 一年でも、 一年でも、 一年でも、 一年でも、 一年でも、 一年でいる。 一年でいる。 一年でいる。 一年でいる。 一年でいる。 一年でいる。 一年でいる。 一年でいる。 一年である。 一年でいる。 一年である。 一年でいる。 一年である。 一年でのかる。 一年である。 一年でのから、 一年である。 一年である。 一年である。 一年である。 一年でのから、 

よつて刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、当審における訴訟費用は刑訴法 一八一条一項本文によりその全部を被告人に負担させることとして、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 石丸俊彦 裁判官 新矢悦二 裁判官 高木貞一)